

屋外広告物

メッセージを伝える広告物
風景としての広告物
建築物と広告物の組合せ
広告物のまち並みへのおさまり

屋外広告物の風景とのつきあい方はとても重要です

はじめに

はり紙、看板、ネオンサインなどの屋外広告は、私たちに様々な情報を提供し、また、街の活気や賑わいを演出し、街行く人々に楽しさを与えてくれます。

しかし、広告物が無秩序に氾濫すると、まち並みや自然の美しさを損ねてしまったり、せっかく落ち着いた雰囲気浸ろうと山形県を訪れた方々のイメージを壊したりしてしまいます。また、管理がおろそかになると、広告物の落下による事故など人々に危害を及ぼすおそれもあります。

そこで山形県では、屋外広告物法に基づき、山形県屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害防止のため、屋外広告物について必要なルールを定めています。

山形県の自然景観やまち並み景観は、私たちみんなの資産です。あなたの出したひとつひとつの広告物が調和のとれた景観を創り出します。

やまがたの風景をいつまでも美しく守り、新しいまち並みを創り育て、かつ安全を保つためにみなさんのご協力とご理解をお願いいたします。

屋外広告物とは？

屋外広告物法では次の4つの要件を満たすものを「屋外広告物」として定めています。

I 常時または一定の期間継続して表示されるもの
(街頭で配られるビラやチラシは含まれません。)

II 屋外で表示されるもの
(建物の内部や自動車の窓ガラスの内側に表示されたものは含まれません。)

III 公衆(不特定多数の人)に対して表示されるもの
(駅の構内や野球場の中など特定の人に対して表示されるものは含まれません。)

IV 看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、建物その他の工作物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの

※営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、これら4つの要件をすべて満たすものは屋外広告物となります。

条例等を改正し、点検を義務化しました

(平成30年10月1日施行)

I 点検を義務化しました
全ての広告物(※)の劣化等の状況を点検することが義務付けられました。
※建植広告、壁面利用広告、屋上利用広告、電力柱等利用広告(袖看板)

II 有資格者が点検を行う必要があります
有資格者(広告物の種類によって必要な資格が異なります)
・屋外広告士
・点検技能講習会修了者
・一級、二級建築士(◆)
・一級建築施工管理技士(◆)
・第一種、第二種電気工事士(◆)
・特殊電気工事資格者(◆)
◆上記資格を有し、なおかつ自治体が開催する屋外広告物講習会を修了していること

III 点検の報告
知事の許可を受けた屋外広告は、更新の許可申請の際に申請前3ヶ月以内に実施した点検の結果を記録した「安全点検結果報告書」を提出する義務があります。

新規許可申請に必要な書類

- ①許可申請書 2部
- ②申請手数料(山形県証紙を申請書1部に貼付※)
- ③表示場所等の使用権を証する書類
(例:土地所有者の承諾書、道路占用許可書など)
- ④広告物の設計図面
- ⑤付近の見取図
- ⑥高さ4mを超える工作物については、建築確認済証の写し

完成届に必要な書類

- ①工事完成届 1部
- ②建築確認完了検査済証の写し(高さ4m超の広告物)

変更許可申請に必要な書類

- ①変更許可申請書 2部
- ②申請手数料(山形県証紙を申請書1部に貼付※)
- ③形状等及び表示の方法の仕様書並びに図面

更新許可申請に必要な書類

- ①更新許可申請書 2部
- ②申請手数料(山形県証紙を申請書1部に貼付※)
- ③表示場所等の使用権を証する書類
(例:土地所有者の承諾書、道路占用許可書など)
- ④その他必要な書類

点検結果報告に必要な書類

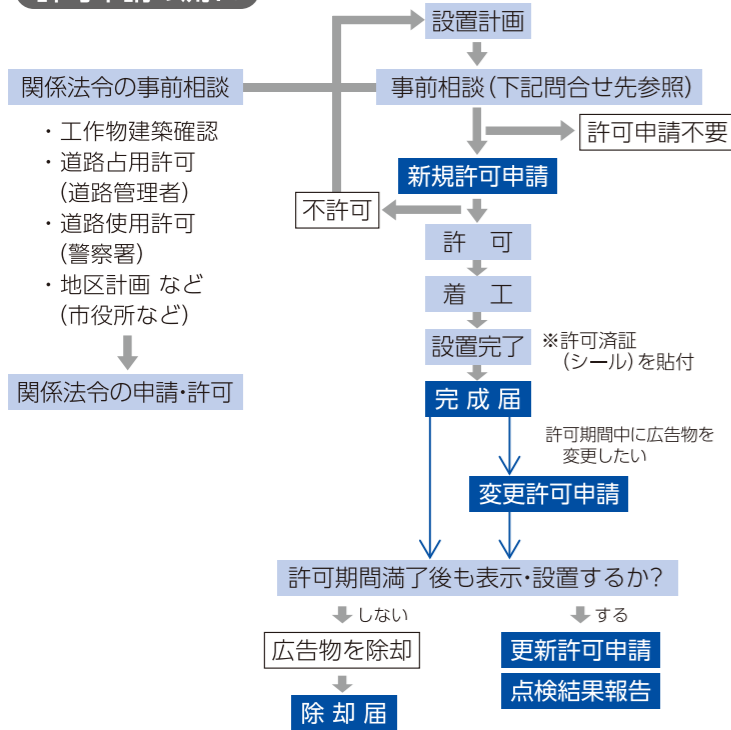
- ①安全点検結果報告書 1部
- ②点検の状況を明らかにしたカラー写真
- ③点検する資格を有することを証する書類の写し

除却届に必要な書類

- ①除却届 1部

※酒田市への許可申請(新規・更新)に際しては申請手数料の納付は「山形県証紙」ではなく、酒田市が発行する納入通知書によります。許可申請時に領収証書を添付してください。

許可申請の流れ



「各種申請書の様式」「屋外広告物のしおり」「屋外広告物の設置に係る取扱指針」は、山形県ホームページからダウンロードできます。

申請手数料 ※手数料相当額の山形県証紙を申請書に貼付してください。(山形県証紙は、各総合支庁、警察署、県庁の売店などでお買い求めいただけます。)

広告板・広告塔その他 これらに類するもの	1㎡以下のもの1個につき	590円	はり紙	50枚につき	260円
	1㎡を超え5㎡以下のもの1個につき	1,280円	はり札等	1枚につき	90円
	5㎡を超え10㎡以下のもの1個につき	1,790円	立看板等	1枚につき	420円
	10㎡を超え20㎡以下のもの1個につき	3,100円	電力柱等利用広告	1個につき	430円
	20㎡を超え30㎡以下のもの1個につき	4,520円	広告幕	1枚につき	540円
	30㎡を超えるもの1個につき	4,520円に、超過5㎡までごとに710円を加算した額	広告旗	1個につき	500円
			アドバルーン	1個につき	2,480円
			アーチ	1基につき	3,300円

特殊装置広告の手数料は上記の額の1.5倍となります。

許可申請窓口・具体的な規制地域や設置基準に関するお問い合わせ先 ※()内は所管する市町村

村山総合支庁 建設総務課 行政係 (上山市、天童市、山辺町、中山町)	〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68	TEL.023-621-8188 FAX.023-621-8281
村山総合支庁 西村山建設総務課 行政係 (寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町)	〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355	TEL.0237-86-8377 FAX.0237-86-0724
村山総合支庁 北村山建設総務課 行政係 (村山市、東根市、尾花沢市、大石田町)	〒995-0024 村山市榎岡笹田四丁目5-1	TEL.0237-47-8655 FAX.0237-55-3244
最上総合支庁 建設総務課 行政係 (新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村)	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	TEL.0233-29-1377 FAX.0233-23-2941
置賜総合支庁 建設総務課 行政係 (米沢市、南陽市、高畠町、川西町)	〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50	TEL.0238-26-6069 FAX.0238-24-4585
置賜総合支庁 西置賜建設総務課 行政係 (長井市、小国町、白鷹町、飯豊町)	〒993-8501 長井市高野町二丁目3-1	TEL.0238-88-8223 FAX.0238-88-2168
庄内総合支庁 建設総務課 行政係 (鶴岡市、三川町、庄内町、遊佐町)	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	TEL.0235-66-5586 FAX.0235-66-4620
酒田市 都市デザイン課 都市計画係 (酒田市)	〒998-8540 酒田市本町二丁目2-45	TEL.0234-26-5746 FAX.0234-26-6482

※平成31年4月1日より山形市中核市移行に伴い、山形市内に設置する屋外広告物の許可等については山形市が窓口となります。

屋外広告業に関するお問い合わせ先

山形県 県土整備部 県土利用政策課 景観・地域づくり担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL.023-630-2660 FAX.023-630-2582

やまがたの屋外広告物 で検索

令和2年10月作成



屋外広告物規制の概要

設置場所 設置場所がどの規制地域にあたるかについてはお問い合わせください	規制の度合				
	特別規制地域		普通規制地域		
広告の区分	第1種特別規制地域 (特別1種)	第2種特別規制地域 (特別2種)	第1種普通規制地域 (普通1種)	第2種普通規制地域 (普通2種)	第3種普通規制地域 (普通3種)
	自家広告物 自己の氏名、店名、屋号、商標、事業内容、営業内容を表示するため、自己の住所、居所、事業所、営業所に表示・設置する広告物で敷地外に突出しないもの	許可申請は不要ですが、 第1種特別規制地域 の設置基準に適合する必要があります。	許可申請は不要ですが、 第2種特別規制地域 の設置基準に適合する必要があります。	許可申請は不要ですが、 第1種普通規制地域 の設置基準に適合する必要があります。	許可申請は不要ですが、 第2種普通規制地域 の設置基準に適合する必要があります。
案内広告 施設名、位置、方向、距離のみを表示するもの（施設から道程5km以内に表示・設置されるもので、3個を限度とします。）	許可申請は不要ですが、 第1種特別規制地域 の設置基準に適合する必要があります。	許可申請は不要ですが、 第2種特別規制地域 の設置基準に適合する必要があります。	特殊装置広告（ネオン管や電光掲示など）は 第2種特別規制地域の設置基準を超える場合は許可が必要となります。		
一般広告物 自家広告物や案内広告に該当しないもの（自己の店舗の敷地外に表示する広告物など）	設置できません。 (既に設置されている場合は、撤去するか、案内広告としての基準を満たすようにする必要があります。)		許可を受ける必要があり、 第1種普通規制地域 の設置基準に適合しなければなりません。	許可を受ける必要があり、 第2種普通規制地域 の設置基準に適合しなければなりません。	許可を受ける必要があり、 第3種普通規制地域 の設置基準に適合しなければなりません。

それぞれの規制地域における設置基準を屋外広告物の種類ごとに次のページに表示しています。

禁止広告物

次のような広告は、一切表示・設置することはできません。

- 著しく汚染し、たい色し、または塗料などがはく離したもの
- 使用材料が著しく破損し、または老朽したもの
- 倒壊または落下のおそれのあるもの
- 信号機または道路標識などと混同されるおそれのあるもの、またはこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件

① 次のような物件には、地域に関係なく、原則として広告物を表示・設置することはできません。

橋、街路樹、道路標識、信号機、道路上の柵（ガードレールや歩道柵）、カーブミラー、消火栓、火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、煙突、ガスタンク、銅像、記念碑、景観重要建造物及び樹木 など

② 電柱・街路灯柱その他これらに類する物には、はり紙やはり札、立看板を表示してはいけません。

※「工事現場周辺の安全や交通の円滑を図るためのもの、工事終了後直ちに撤去するもの」など、一定の要件を満たすものは、**立看板とはり札に限り**表示できるものがあります。（詳しくは「屋外広告物のしおり」をご覧ください。）

屋外広告業の登録

山形県内で屋外広告業（屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置を行う事業）を営む方や会社は、県知事に登録申請書を提出して登録を受けなければなりません。（詳しくは「山形県の屋外広告業登録申請の手引き」をご覧ください。）

また、看板等を設置する際は、屋外広告業の登録業者に発注するようお願いします。

屋外広告物の種類とそれぞれの規制地域における設置基準

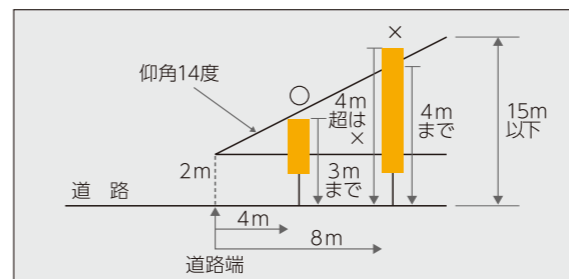
建植広告板(塔)

	一面の表示面積	高さ
普通3種	30㎡以下	15m以下
普通2種	20㎡以下	10m以下
普通1種	①高さが15m以下で、道路端（舗装端）2mの高さから仰角14度（※）の範囲内 ②「よこ幅」が高さの2分の1以下 ③建植広告板(塔)との距離が50m以上	
(自家広告物)	10㎡以下	8m以下
特別2種	5㎡以下	5m以下
特別1種	3㎡以下	3m以下

表示面積(数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積)



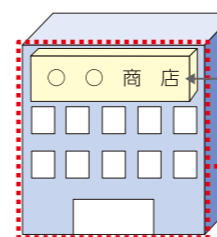
(※)「仰角14度」とは、4進むと1上がる勾配です。



壁面平面広告板

	一面の表示面積	1壁面の合計表示面積	1壁面全体に占める合計表示面積の割合
普通3種	30㎡以下	60㎡以下	3分の1以下
普通2種	20㎡以下	40㎡以下	
普通1種	10㎡以下	20㎡以下	-
特別2種	5㎡以下	5㎡以下	
特別1種	3㎡以下	3㎡以下	

当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えてはいけません



表示面積(数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積)

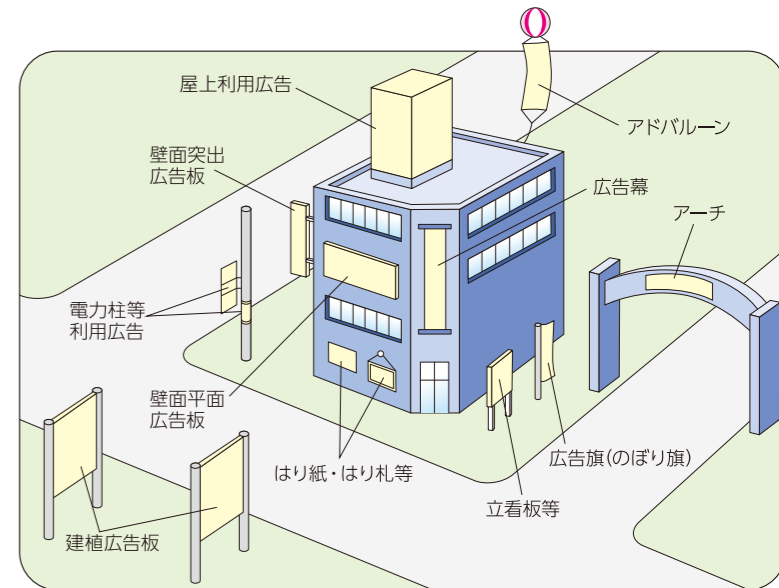
1壁面全体の面積
壁面平面広告及び壁面突出広告が同一方向に面した壁面を使用する場合、その合計が3分の1以下になること

壁面突出広告板

	一面の表示面積	出幅	表示面積	下端高
普通3種	30㎡以下			
普通2種	20㎡以下			
普通1種	10㎡以下			
特別2種	5㎡以下			
特別1種	3㎡以下			

壁面突出広告板のその他の設置基準

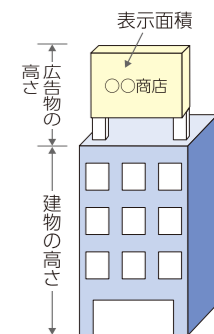
- ①出幅が2m以下で、うち道路突出が1m未満
- ②下端高が歩道上で2.5m以上(歩道のない道路では4.5m以上)
- ③当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えてはいけません



その他の広告物(広告幕(道路を横断するもの)、アドバルーン、アーチ、はり紙、はり札等、立看板等、電力柱等利用広告)の設置基準についてはお問い合わせください。

屋上利用広告板(塔)

	建物の最大壁面積を1としたときの一面の表示面積の割合	建物の合計壁面積を1としたときの合計表示面積の割合
普通3種	3分の1以下	3分の1以下
普通2種	4分の1以下	4分の1以下
普通1種	5分の1以下	5分の1以下
特別2種	設置できません	設置できません
特別1種	設置できません	設置できません



屋上利用広告のその他の設置基準

- ①広告物の高さが20m以下で、建物の高さの2分の1以下
- ②建物の端からはみ出してはいけません

広告幕(道路を横断しないもの)・広告旗

①幅は1.5m以下

特殊装置広告(ネオンサイン、イルミネーション、電光掲示板など)の取り扱い

※内照式や投光器を用いたものは特殊装置にあたりません。

	特別1種	特別2種	普通1種	普通2種	普通3種
一般広告物	設置できません	設置できません	許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません。		
自家広告物	特別2種の基準以下	特別2種の基準を超える	許可申請は不要ですが、特別1種又は特別2種の設置基準に適合する必要があります。		

屋上利用広告に特殊装置を使用する場合は、自家広告物であっても表示面積にかかわらず許可を受ける必要があります。（なお、特別規制地域には屋上利用広告そのものが設置できません。）

LED(発光ダイオード)等を利用した映像広告を表示する場合、普通規制地域においては下表の面積制限が加わります。

	普通1種	普通2種	普通3種
建植広告			
壁面平面広告	一面10㎡以下	一面15㎡以下	一面20㎡以下
壁面突出広告			
屋上利用広告	一面20㎡以下		